

# 重要事項説明書



社会福祉法人 つくし会  
幼保連携型認定こども園  
東植田こども園

## 特色ある保育・教育

### \*体操\*

毎週月曜日は体操の時間です。全児童でラジオ体操やめじろん体操、ディズニービー体操などの様々な体操に取り組みます。子ども達の身体の色々な機能や筋肉が、少しづつ発達するのが分かります。

4,5歳児では、本園独自の柔軟体操プログラムであるウォーミングやクラシックも始まります。けがをしにくいバランスの取れた体力が、楽しみながら身につくようにしています。



### \*歩く\*

無理のない体作りには、「歩く」のが一番です。

当園では、未満児の頃から、子どもの体調や天気を見ながら、なるべく多く散歩をするようにしています。

外気に触れ様々な器官が鍛えられたり、友だちや先生との触れ合いが増えたり、地域の様子に出会ったり、交通ルールを学んだりする機会になります。5歳児は雨の日に傘をさして歩く練習もします。

### \*歌う\*

朝遊びが終わると、各クラスで朝の始まりの会があります。

年齢ごとに、子ども達の心が楽しくなり、言葉が広がるような歌を歌っています。保育・教育課程の年間計画のもと、月毎年齢ごとに選曲しています。身体を揺らしてリズムや歌詞を感じながら歌う姿に感動します。友だち同士で目を合わせたり、微笑みあったりしながら歌っています。

保護者の皆様とともに、子ども達の元気で幸せな日々を願い、様々な保育・教育活動に取り組んでいます。

### \*読み聞かせ・語り聞かせ\*

毎日、どのクラスでも、読み聞かせをしています。昼寝の前には、語り聞かせもするようにしています。話を聞くことは、最も、子どもの心や脳の発達を促す活動です。

当園は、赤ちゃんが持て遊べる布でできた絵本を始め、成長するにしたがって興味を持つであろう名作絵本や新しい月刊絵本、子どもの体ほどもある大型絵本などをそろえ、本に親しむ環境づくりに努めています。



# 東植田こども園の子どもたち

## 1 施設運営主体

名称	社会福祉法人つし会
所在地	大分市田尻589番地の2
電話番号	097- 541- 3769
FAX番号	097-541-3788
代表者氏名	理事長 福田 純子

歌を歌う、みんなで歌う

楽しく歌う、毎日歌う

歌がクラスをつくる  
連帯感が生まれ子ども達の目が輝いている  
歌は言葉を広げ、優しい心を育ててくれる

運動をする、好きな運動をする

三輪車で走る、ハント棒にのぼる  
鉄棒、マット、跳び箱、

静止することなく絶えず動いている  
うまくできた時の喜びは例えようもない  
次の飛躍へのスプリングボードになる

喜びは、やがて、自信になる  
自信ができると、心が、幸せになる

心が幸せだから、  
友だちを思いやることができる

へチマを観察する  
小さかった芽がぐんぐん育ち、  
自分たちの手で種まきをして、  
高い棚にのぼっていく

芽が出るのを、あくる日から待った  
待って、待つて、二週間も待った  
土の上に黄緑の芽を見つけた感動の日から  
毎日観察し、おぼつかない手で日記をつけている  
命あるものへのいづくしみ、おもいやりの心が育つ



## 2 利用施設

施設の種類・名称	幼保連携型認定こども園 東植田こども園
施設の所在地	大分市田尻589番地の2
連絡先	電話 097-541-3769 (FAX) 097-541-3788
管理 者	園長 福田 純子
利用定員	1号認定子ども(教育標準時間認定) 15人 2号認定子ども(保育認定) 51人 3号認定子ども(保育認定)0歳: 9人 1・2歳:30人
実施する事業種類	一時預かり保育(1号認定子ども)
開設年月日	平成28年 4月 1日

## 3 運営の方針

- ・入園する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ・教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行います。
- ・社会の期待や願いに応えられる創意と活力ある教育・保育活動をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めます。

## 4 認定区分ごとの教育・保育を提供する曜日・時間・休園日

### 【1号認定子ども(教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
教育標準時間	午前8時～午後1時30分
一時預かり	月曜日～金曜日 (別途利用者負担有) 午前7時15分～教育時間開始前 教育時間終了後～午後6時15分
延長保育	
休園日	年末年始休暇(12月29日～1月3日)及び日曜・祝日

### 【2号認定子ども・3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
保育時間	【保育標準時間認定を受けた方】 午前7時15分～午後6時15分(11時間) 【保育短時間認定を受けた方】 午前8時30分～午後4時30分(8時間)
延長保育	【保育短時間認定を受けた方】 (別途利用者負担有) 午前7時15分～午前8時30分 午後4時30分～午後6時15分
休園日	年末年始(12月29日～1月3日)及び日曜・祝日

## 5 職員体制

当園では、教育・保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。(令和7年4月1日)

職種	合計	常勤	非常勤	合計
園長	1人	1人	人	
副園長	1人	1人	人	
主幹保育教諭	1人	1人	人	
保育教諭	26人	23人	3人	
事務員	1人	人	1人	
調理員(栄養士)	4人	4人	人	

34人

## 6 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼稚園教育要領(平成29年3月31日文科省告示第62号)／保育所保育指針(平成29年3月31日厚労省告示第117号)／幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年3月31日内閣府・文科省・厚労省告示第1号)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 教育・保育及び時間外保育の提供

上記4に記載する時間において、保育を提供します。

### (2) 延長保育 (別途利用者負担有)

保育短時間認定子どもに対して午前7時15分～午前8時30分まで、及び 午後4時30分～午後6時15分まで延長保育を行います。

### (3) 一時預かり事業 (別途利用者負担有)

1号認定子どもに対して、午前7時15分～教育時間開始前まで 及び 教育時間終了後～午後6時15分まで一時預かり保育を行います

### (4) 送迎 保護者による送迎を基本とします。

### (5) 子どもの実態を把握し、保育・教育課程の充実を図ります。

特に、0歳から5歳までの間に大切であると考える、ことばの指導、音楽・体育  
造形活動に力を入れています。また、就学児童(5歳児クラス)では小学校への  
円滑な接続のためのカリキュラムを作成し、年間を通して実施しています。

## 7 給食等について

### (1) 提供方針…給食については、すべての活動の源となる大切なものを認識し、おいしく安心して食べられ、丈夫な身体作りに繋がる給食提供を目指しています。

### (2) 提供方法 自園調理

### (3) 昼食・おやつ

保護者の方へは、当月末日頃に翌月の献立表をお配りします。

### (4) アレルギー等への対応

使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご連絡ください。医師の診断書(学校生活管理指導表)を基に、ご相談の上、完全除去するなどの対応をいたします。(すべてのアレルギー食物の除去に対応できない場合もあります。)

(例)卵、牛乳、そば、小麦粉 等

### (5) 衛生管理等

調理員及び0,1歳児担当及びフリーの保育教諭は、毎月検便を行っています。

## 8 保護者負担について

### (1) 入園後の費用負担

① 毎月の保育料:認定区分ごとに子どもが居住する市町村が定める額

(3号認定子ども)

② 1,2号認定子どもについては、教育・保育にかかる費用は無償化の対象となりますが、毎日の給食材料にかかる費用(給食費)については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であることから、毎月4,500円を保護者の皆様に負担して頂きます。

③ 一時預かり保育料(1号認定) 7:15～8:00及び13:30～16:30 300円

16:30～18:15 200円

④ 延長保育料(保育短時間認定) 7:15～8:30及び16:30～17:00 200円

17:00～18:15 100円

⑤ 保育や教育に必要な物品で個人により消費の仕方が違う用具については個人購入をお願いしています。 【別表「保育・教育に必要な物」参照】

⑥ 発表会などの行事の写真を保護者の方の希望により販売することがあります。

### (2) 上記のほか、以下の物品については、ご家庭で用意・持参いただきます。

3歳以上児の主食(米飯)と歯ブラシ、ハンカチ、タオル等

3歳未満児のおむつ、ウェットティッシュ、哺乳瓶、口拭きハンカチ等

全園児 昼寝用布団一式、毎日の着替え

## 9 当園の利用に際し留意いただきたいこと

### (1) 欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合

当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の登園予定期刻までにご連絡願います。

### (2) お迎えが遅れる場合

原則として随時の一時預かりおよび延長保育は行っていませんので、お迎えが遅れる場合は、ご相談ください。

### (3) 毎朝の体温等の確認

登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。

### (4) 感染症について 【別冊「感染症の登園停止期間等に関する考え方」参照】

別冊「感染症の登園停止期間等に関する考え方」に感染症ごとの登園停止期間や医師の意見書又は保護者の登園届の提出が決められています。

(5) 与薬について 【別紙「薬の与薬とルール」参照】

園での与薬は医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の判断により、治療のため薬の処方が必要な場合に限り、保護者の承認を得た上で行うことができます。必要がある場合は、個別にご相談させていただきます。なお、市販の薬は受け付けません。

(6) 一時預かり(1号認定子ども)、延長保育(保育短時間認定子ども)が必要な場合  
事前に相談願います。

## 10 利用の終了について

当園は、以下の場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校に就学したとき
- (2) 2号・3号認定子どもの保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 月々の保育料 及び給食費を1か月滞納したとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 11 嘴託医について

当園は、以下の医療機関と嘴託医契約を締結しています。

内 科	名称	松山医院大分腎臓内科
	医長名	松山和弘
	所在地	大分市田尻457-1
	電話番号	097-541-1151

薬剤 師	名称	ファン薬局 下郡店
	薬剤師名	服部 貴大
	所在地	大分市羽田小山220番地1
	電話番号	097-574-8995

歯 科	名称	にじいろ歯科クリニック
	医長名	板井 健
	所在地	大分市田尻606-1
	電話番号	097-529-7338

## 12 緊急時の対応方法

- 当園では、容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。
- 当園では入園の際に、緊急連絡カードや「家庭・児童状況表」に記入・提出をお願いし、子どもの病気、その他の緊急時に家庭と連絡を取り合いながら対応するようしています。

## 13賠償責任保険の加入

当園では、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済保険(旧学校安全会)及び公益法人全国私立保育園連盟の園賠償責任保険に加入しています。

## 14 非常災害時の対策

防 災 訓 練	毎月1回の避難消火訓練、年2回の通報訓練、年1回の不審者対応訓練を実施
防 災 設 備	避難滑り台、消火器、非常通報設備、セコムによる24時間監視システム
避難場所	(一次) 東植田こども園 第2園庭
	(二次) 東植田小学校
	(津波の場合) 東植田こども園2階、東植田小学校、天領公園
避難時の児童の受け渡し方法	避難場所に来た保護者に、緊急連絡名簿のチェックをして家庭ごとに引き渡す

## 15 教育・保育内容に関する相談・苦情

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

東植田こども園 相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者	氏名	園田紀子・職員	電話	097-541-3769
相談・苦情解決責任者	氏名	福田純子	電話	097-568-9848
第三者委員	氏名	河野 健 さん 090-3194-2376	役職(地域の方)	
	氏名	岡部 友哉 さん 090-5294-3100	役職(地域の方)	
	氏名	佐藤 晴彦 さん 090-2097-0949	役職(地域の方)	
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受け付けます。			

## 16 災害時における臨時休園について

大分市の災害時における幼児教育・保育施設等の臨時休園に関する基準に基づき、次の場合には臨時休園とします。

### (1) 風水害や土砂災害等の場合

事象	開園前 (午前6時時点)	保育中
警戒レベル3 (高齢者等避難)の発令	臨時休園	全児童の降園 ※降園要請を受けたら、至急お迎えに来て下さい

### (1) 地震の場合

事象	開園前 (午前6時時点)	保育中
市内で、震度5強以上の地震 が発生した時	臨時休園	全児童の降園 ※降園要請を受けたら、至急お迎えに来て下さい